

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

(第1頁)

三重県選挙管理委員会



最高裁判所判事
みやまたくや



最高裁判所判事
おかまさあき



最高裁判所判事
うかつかわや



最高裁判所判事
さかいとおる

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。昭和五七年四月判事補任官以後、東京地裁、函館地家裁、大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

平成四年四月判事任官以後、福岡高裁那覇支部、東京地裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三年一月 東京地裁判事部総括

二 平成二年九月 法務省民事局長

三 平成二年十月 東京高裁判事部総括

四 平成二年十一月 さいたま地裁所長

五 平成二年十二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三年一月 大法廷判決

二 平成二年九月 小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要

求に反する状態にあつたとはいはず、公職選挙法の規定が憲法に違反するものといふことはできない(多数意見)。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決

タクシード労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となることもあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条の割増賃金が支払われたとはいえない(全員一致、裁判長)。

三 令和二年一一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数分配規定は、憲法に違反するに至つていたということはできない(多数意見)。

四 令和三年二月二四日 大法廷判決

市長が孔子を祀つた施設の所有法人に敷地の使用料全額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の便宜を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法二〇三条に違反する(多数意見)。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を負う。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事情の下では、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患した労働者に対し、民法七十九条一項後段の類推適用により損害賠償責任を負う(全員一致、裁判長)。

六 令和三年六月二三日 大法廷決定

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七十五条及びこれを受け婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反しない(多数意見 補足意見付加)。

裁判官としての心構え

最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえて、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべきかを探求する姿勢で事件に取り組んでいます。

略歴

香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段々状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな地域で、中学校の数学教師の次男として生まれ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国分寺中学校(軟式テニス部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。昭和五五年三月東京大学法学部卒業。

昭和五六年四月司法修習生(三四期、大阪で実務修習)分寺中学校(軟式テニス部)を経て、香川県立高松高等学校(バドミントン部)を卒業。

昭和五七年四月司法修習生(三四期、大阪で実務修習)同年四月第一東京弁護士会登録(第東京弁護士会)

昭和五八年四月株式会社ニフコ社外監査役同年四月東京大学法学部卒業。

昭和五九年四月司法修習生(三四期、大阪で実務修習)同年四月第一東京弁護士会登録(第東京弁護士会)

昭和五九年八月ハリフォルニア大学バークレー校客員研究員同年四月放送大学大学院主任講師と兼任

昭和五九年九月ハリバード大学客員教授同年四月東京大学大学院法学政治理学研究科教授

昭和五九年十月ヨーロッパ大学客員研究員同年四月第一東京弁護士会副会長

昭和五九年十一月日本公法学会理事同年四月第一東京弁護士連合会倒産法制定検討委員会委員

昭和五九年十二月全国農業協同組合連合会経営管理委員同年四月事業再生研究機構代表理事

昭和五九年一月日本弁護士連合会副会長同年四月第一東京弁護士会会長

昭和五九年二月株式会社三井住友銀行社外監査役同年四月日本公認会計士協会品質管理審議会委員

昭和五九年三月住友生命保険相互会社社外取締役同年四月第一東京弁護士会会長

昭和五九年五月令和元年六月最高裁判所判事同年五月第一東京弁護士会会長

昭和五九年六月株式会社三井住友銀行社外監査役同年五月第一東京弁護士会会長

昭和五九年七月日本公認会計士協会品質管理審議会委員同年五月第一東京弁護士会会長

昭和五九年八月第一東京弁護士連合会副会長同年五月第一東京弁護士会会長

昭和五九年九月最高裁判所判事同年九月第一東京弁護士会会長

昭和五九年十月最高裁判所判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁判所において関与した主要な裁判

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によつては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に重い責任を担つてることを常に意識常にしてその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立一貫主義」を貫いています。その最高裁判所の職権は、あるがゆゑに、常に自戒し、「職権」行使に当たつては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くすこと」を信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終焉」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

最高裁判所は、最高裁判所の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

三 令和二年一月二五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

四 令和二年一月二六日 第三小法廷決定

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

五 令和二年一月二五日 第三小法廷判決

普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

六 令和二年一月二六日 第三小法廷決定

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によつては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に重い責任を担つてることを常に意識常にしてその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立一貫主義」を貫いています。その最高裁判所の職権は、あるがゆゑに、常に自戒し、「職権」行使に当たつては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くすこと」を信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終焉」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

最高裁判所は、最高裁判所の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

四 令和二年一月二六日 第三小法廷決定

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

五 令和二年一月二六日 第三小法廷判決

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

六 令和二年一月二六日 第三小法廷決定

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によつては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に重い責任を担つてることを常に意識常にしてその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立一貫主義」を貫いています。その最高裁判所の職権は、あるがゆゑに、常に自戒し、「職権」行使に当たつては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くすこと」を信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終焉」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

最高裁判所は、最高裁判所の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。

四 令和二年一月二六日 第三小法廷決定

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

五 令和二年一月二六日 第三小法廷判決

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

六 令和二年一月二六日 第三小法廷決定

参議院議員通常選挙時の議員定数分配規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲であつたとする反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によつては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所の判事の一人として、誠に重い責任を担つてることを常に意識常にしてその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立一

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

(第2頁)

三重県選挙管理委員会



最高裁判所判事
林道晴
昭和三二年八月三一日生



最高裁判所判事
岡村和美
昭和三二年一二月二三日生



最高裁判所判事
三浦守
昭和三一年一〇月二三日生



最高裁判所判事
草野耕一
昭和三〇年三月二二日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学 校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五五年四月 司法修習生
平成五七年五月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事 局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌 家地裁に勤務。
平成四年四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参 事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部 総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。
二二年八月 最高裁民事局長兼行政局長
二三年七月 同経理局長
二五年三月 静岡地裁所長
二六年九月 東京高裁判事（部総括）
同年一月 最高裁首席調査官
三〇年一月 東京高裁長官
令和元年九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和二年三月二十四日 第三小法廷決定
文書提出命令の申立人の父の死体について 司法警察職員から 鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月一八日 大法廷判決
令和元年七月二二日施行の参議院議員選挙當時、平成二〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第二の参 議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至つていたということはできない（多数意見）。

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる（全員一致）。
四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定
（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷決定
違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などをから、裁判で取り上げられていく紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られています。今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向かっていきたいと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしています。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

略歴

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。

昭和五六年四月 司法修習生
昭和五七年五月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家地裁に勤務。
昭和五八年四月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。

昭和五九年五月 司法修習生
昭和五六年四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家地裁に勤務。
昭和五七年五月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。

昭和五八年五月 司法修習生
昭和五九年五月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家地裁に勤務。
昭和五九年五月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。

昭和五九年五月 司法修習生
昭和五九年五月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌家地裁に勤務。
昭和五九年五月 判事任官 以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。

昭和二年七月 以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察官等を務める。

昭和二年七月 以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事官等を務める。

略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高等学校を経て、東京大学法学部卒業。四月司法修習生

西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村ときわ法律事務所」）代表パートナー
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
ハーバード大学法

最高裁判所裁判官国民審査公報

(第3頁)

三重県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わた なべ え り こ
渡邊恵理子

昭和五八年 六一年	三月 四月	東北大学法学部卒業 司法修習生	福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校（当時）を卒業
平成 六三年 六年	六月 九月	（第一東京弁護士会） ワシントン州立大学ロースクール修了（LL.M.)	
同 年 七月 同年一月	九月 一〇月	海外法律事務所勤務 弁護士登録取消	
一〇年 九月	弁護士登録（第一東京弁護士会）		
一六年 四月	公正取引委員会事務総局勤務		
一九年 四月	慶應義塾大学法科大学院教授		
二四年 三月	内閣府官民競争入札等監理委員会委員		
令和 二年 一月	日本放送協会経営委員・監査委員		
二年 九月	司法試験考查委員（経済法）		
三年 七月	国立大学法人お茶の水女子大学監事		
	最高裁判所判事		

昭和五八年	四年	東京地裁、広島地裁、最高裁行政局、同広報 課兼秘書課、神戸地裁で勤務
平成五年	五月	判事補任官
平成五年	四月	神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁行政局 課長、同人事局課長、東京地裁判事（部総括）、東京高裁事務局長等を務める。
二二三年	一月	最高裁人事局長
二二六年	九月	二三三年 静岡地裁所長
二二八年	二月	二二六年 東京高裁判事（部総括）
二三〇年	一月	二二八年 東京地裁所長
同 年	一二月	二三〇年 大阪高裁長官
令和三年	七月	同 年 最高裁判所判事
		令和三年 最高裁人事局長



最高裁判所判事
やす なみ りょう すけ
安浪亮介

昭和五二年	三月	東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科卒業)
同 年	四月	外務省入省
五五年	七月	英國オックスフォード大学社会科学特別デプロマ取得
同月		外務省経済局以降、アジア局、条約局、在國大使館にて勤務
平成	八年	内閣法制局参事官補
四年	八年	内閣法制局参事官
七年	九月	外務省欧亜局西欧第一課長以降、同條約局規課長、在インド大使館参事官、後に同使、在英國大使館公使として勤務
一四年	九月	外務省北米局参事官以降、国際法局審議官総合外交政策局審議官として勤務
一九年	八月	在サンフランシスコ総領事
二二年	八月	外務省国際法局長
二四年	九月	駐オランダ特命全権大使
二五年	七月	外務審議官
二八年	七月	駐大韓民国特命全権大使
元年	一〇月	駐英國特命全権大使
三年	二月	最高裁判所判事
令和		最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和三年六月二三日	大法廷決定	最高裁判所において関与した主要な裁判
二 令和三年九月七日	第三小法廷判決	最高裁判所において関与した主要な裁判
被 告 人 が、心神耗弱の状態にあつたとした第一審の事実認に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責能力を認め自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻した(全員一致、裁判長)。		民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。の上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変いかんによつては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによつて合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようとするこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見加)。

昭和五二年	三月	東京都保谷市（現・西東京市）生まれ。東京大学教養学部教養学科（国際関係論分科卒業）
同 年	四月	外務省入省
五五年	七月	英國オックスフォード大学社会科学院特別デプロマ取得
平成	八年	外務省経済局以降、アジア局、条約局、在國大使館にて勤務
四年	九年	内閣法制局参事官補
七年	一月	内閣法制局参事官
一四年	三月	外務省欧亜局西欧第二課長以降、同条約局規課長、在インド大使館参事官、後に同使、在英國大使館公使として勤務
一九年	八月	外務省北米局参事官以降、国際法局審議官総合外交政策局審議官として勤務
二二年	八月	在サンフランシスコ総領事
二四年	九月	外務省国際法局長
二五年	七月	駐オランダ特命全権大使
二八年	七月	外務審議官
二八年	九月	駐大韓民国特命全権大使



最高裁判所判事 ながみねやすまさ 長嶺安政

第49回衆議院議員総選挙 第25回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 10月31日(日)

【期日前投票】 10月20日（水）から
10月30日（土）まで

※有権者の皆様へ
新型コロナウイルス感染症対策のため、期日前投票のご利用をお願いします。
また、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などを徹底しましょう。
※新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。
詳しくは、総務省のホームページを御確認いただき、市町選挙管理委員会までお問い合わせください。
※投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は投票できます。
詳しくは、市町選挙管理委員会までお問い合わせください。

「だから、私は投票する。」
三重県選挙管理委員会

第49回衆議院議員総選挙 第25回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は10月31日(日)

投票の方法

小選挙区選挙 は 候補者氏名 を記入します。

比例代表選挙 は 政党等名 を記入します。

最高裁判所裁判官国民審査 は

やめさせたいと思う裁判官には上の欄に × を記入します。

やめさせなくてよいと思う裁判官には何も記入しません。

【期日前投票】 10月20日(水)から10月30日(土)まで

(※投票日当日に投票できない方は、期日前投票のご利用をお願いします。)

「だから、私は投票する。」



三重県選挙管理委員会

※選挙管理委員会では、有権者の皆様が安心して投票できるよう投票所における新型コロナウィルス感染症の感染防止対策を次のとおり実施します。

- 投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- 投票管理者、投票立会人、投票事務従事者はマスクを着用しています。
- 投票所内は扉や窓の常時開放、又は定期的な換気を実施しています。
- 記載台、筆記具等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒しています。

また、投票所に来られる有権者の皆様におかれましても、次のとおり感染防止対策をお願いします。

- 投票所にお越しの際は、マスクの着用、咳エチケットの実践をお願いします。
- 来場前、帰宅後の手洗い等の対策をお願いします。
- 周りの方との距離の確保に御協力をお願いします。

※新型コロナウィルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳しくは、総務省のホームページを御確認いただくか、市町選挙管理委員会までお問い合わせください。

※投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は投票できます。詳しくは、市町選挙管理委員会までお問い合わせください。